

関係各位

少額輸入貨物等に対する水際取締りについて

日頃から税関行政に多大なるご協力をいただきましてありがとうございます。

昨今、越境EC市場規模の拡大を背景とする利用増加を受け、個人向けの通信販売貨物を中心として貨物の輸入件数が増加しています。特に課税価格が1万円以下の輸入件数が急増し、輸入件数全体の約9割を占めている現状です。

多数の少額輸入貨物の中に不正薬物や知的財産侵害物品等が混入・隠匿され、国内に密輸入されることを阻止する必要があるところ、少額輸入貨物に対する取締りにおいては、多くの知的財産侵害物品の発見や品名や価格等を偽ることによる輸入規制逃れや関税・消費税の脱税といった不正行為が疑われる事例が認められており適正かつ円滑な通関に支障をきたしております。

そのため、東京税関では「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」、「貿易の円滑化」という社会要請に応えるため、審査の更なる厳格化や検査の増加等による水際取締りの強化を行います。

また、11月27日（木）には臨時税関長会議が開催されました。近年の金価格の高騰等の影響を受けて、消費税の脱税を目的とした金の密輸は税関の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であり、輸出入時の取締り及び情報収集の強化等、総合的な対策を講じていきます。

日本関税協会東京支部会員の皆様におかれましては、税関による水際取締りの必要性をご理解いただくとともに、円滑な通関の確保の観点からも、引き続き、適正な申告や不審な貨物に係る情報提供等税関行政へのご協力のほどよろしくお願いいたします。

別添：臨時税関長会議のポイント（金密輸に対する総合的な対策）
：少額輸入貨物等に対する水際取締りについて（税関HP掲載資料）

【問合せ先】

（輸入通関手続）

東京税関業務部 通関総括第1部門

電話：03-3599-6337

（情報提供）

東京税関業務部 通関総括第3部門

電話：03-3599-6340

東京税関監視部 貨物取締総括部門

電話：03-3599-6426

（輸出通関手続）

東京税関業務部 通関総括第4部門

電話：03-3599-6341

臨時税関長会議のポイント

金密輸に対する総合的な対策

①水際対策の強化

- 輸入時の検査の徹底…………… □ 情報を活用した集中取締りの実施、巧妙な隠匿手口への対応として高性能の取締・検査機器を活用。
- 輸出時の審査・検査の強化…… □ カラ輸出対策として、現物確認を実施。
□ 流通経路の不明な金の輸出時の取扱いの検討。

②制度面の対応

- 「没収」の実施…………… □ 金密輸事案に対する裁判での没収判決も踏まえ、**無許可輸入に対する税関長の通告処分として没収を実施**（現行法制下で初めて不正薬物等以外を対象）。
- 「罰金」の大幅引上げ…………… □ **罰金相当額の算定基準を犯則時価格から大幅に引き上げ、時価相当に変更。**

③関係機関との連携強化

- 税関の情報収集・分析強化…… □ 輸出入申告を起点としつつ、金地金の流通実態にまで踏み込み、関連する情報を収集し、分析。
- 内外関係機関との連携強化…… □ 国内関係機関との連携を強化し、国内流通対策、収益の国外流出対策等を推進。
□ 海外当局やWCO（世界税関機構）といった国際機関とも連携し、対応。

少額輸入貨物等に対する水際取締りについて

税関は、麻薬・覚醒剤等の不正薬物、爆発物等のテロ関連物資、知的財産侵害物品等の密輸や国民の安全や健康を害するような物品の輸入規制逃れを防止するため、全国の港や空港などの水際で 24 時間・365 日、取締りを行っています。

人や貨物の移動が増える毎年 12 月には、年末における密輸事犯を防止するとともに、税関の役割について広く国民の方々に知っていただくことや、各種業界団体の方々に不審情報の提供について協力を求めること等を目的として年末特別警戒を実施し、水際取締りの強化や税関業務の PR を行っています。

近年、税関が輸入貨物から発見した不正薬物の押収量や知的財産侵害物品の差止件数は高い水準で推移しており、令和 6 年の不正薬物の押収量は初めて 2 年連続で 2 トンを超え、知的財産侵害物品の差止件数は過去最多を更新しました。

このような不正薬物や知的財産侵害物品のほか、国民の安全や健康を害するような物品の輸入規制逃れを防止することも重要な課題となっています。

また、近年の金価格の高騰等の影響を受けて、消費税の脱税を目的とした金密輸への対策は喫緊の課題となっています。

そのような中で、税関を取り巻く情勢として、越境 EC 市場規模の拡大を背景とする利用増加を受け、個人向けの通信販売貨物を中心として貨物の輸入件数が増加しています。特に、課税価格が 1 万円以下の貨物の輸入件数が急増し、輸入件数全体の約 9 割を占めている状況です。

多数の少額輸入貨物が輸入される中で、それらの中に不正薬物や知的財産侵害物品等が混入・隠匿されることによる国内への流入、すなわち密輸入を阻止する必要があります。

また、税関による少額輸入貨物に対する取締りにおいては、少額輸入貨物の輸入手続の際に品名や価格等を偽ることによる輸入規制逃れや関税・消費税の脱税といった不正行為が疑われる事例が認められており、引き続き厳格に対応していく必要があります。

税関は、取り巻く環境が大きく変化する中において、「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」、「貿易の円滑化」という社会的要請に応え、国民の安全や健康を害するような物品の国内への流入の阻止や適正な課税を図るために、輸入申告に係る審査の更なる厳格化や検査を実施する対象貨物の増加等による水際取締りの強化を行いつつ、円滑な通関を確保するよう努めます。

安全・安心な社会の実現に向け、物流事業者、通関業者及び個人を含む輸入者におかれましては、税関による水際取締りの必要性を御理解いただくとともに、引き続き、税関行政への御協力をお願いします。